

院内感染防止対策に関する取り組み

1 院内感染対策に関する基本的考え方

- (1) 人権尊重と守秘義務の徹底
- (2) 透明性と説明責任
- (3) 患者や面会者との協働の感染症対策
- (4) 基本的エチケット、標準予防策、感染経路別予防策の遵守
- (5) 根拠のある感染症対策

2 院内感染対策のための委員会等の組織

院内感染対策指針を推進するために、院内感染防止対策委員会、感染制御委員会を設置し、医療安全推進室と感染制御チーム（以下 ICT）が感染防止にかかる日常業務を行っています。

3 院内感染対策のための職員研修

院内感染対策のための基本的考え方及び具体的方策について、全ての職員に周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて職員の感染対策に対する意識向上を図っています。

4 感染症の発生状況の報告

院内感染の発生状況を把握し、職員に感染症動向を周知しています。

5 院内感染発生時の対応

院内感染対策上問題となる感染症が発生した場合は、医療安全推進室とICTが、速やかに発生状況を把握、調査し、拡大防止策を実施します。

また、感染症の発生に関して法律に規定された届出を適切に行うと共に、重大な院内感染が発生した場合、行政機関と連携し対応します。

6 患者等に対する院内感染対策指針の閲覧

島根県立中央病院ホームページにおいて一般公開しています。

7 感染対策の推進

院内感染防止対策委員会は、院内感染防止のため、「感染症対策マニュアル」を整備し、職員はこれを遵守します。